

税理士会では、土曜日・日曜日に 確定申告の無料相談会を開催します

対象者 東日本大震災の被災者・避難者の方
年金受給者・給与所得者で申告をされる方
小規模な個人事業経営の方

開催日

2月	1日 ^土	8日 ^土	15日 ^土	22日 ^土	3月	1日 ^土
	2日 ^日	9日 ^日	16日 ^日	23日 ^日		
				税理士記念日		

受付時間 午前9時30分から午後4時まで

- ※当日は15名程度の税理士が、申告の相談から確定申告書の作成指導まで行います。
- ※予約制ではありません。
- ※お一人の相談時間は一時間程度を目安とさせていただきます。

会場 東北税理士会館

仙台市若林区新寺1丁目7番41号

※会場は、駐車できる台数に限りがあります。
最寄りの公共交通機関をご利用ください。

- JR仙台駅東口 徒歩約15分
- 地下鉄南北線「五橋駅」出口は北3 徒歩約10分
- 仙台市営バス志波町方面「新寺3丁目西」 徒歩約5分
- 仙台市営バス仙台駅方面「新寺1丁目」 徒歩約3分



税の専門家、税理士が無料でお応えいたします

会場にご持参いただきたい資料

チェック欄は、ご持参資料の確認用にご利用ください。

1 共通

チェック欄

●平成25年分の所得金額が分かるもの

給与所得・公的年金等の源泉徴収票など

●平成25年分の所得控除額が分かるもの

医療費の領収書、国保の領収書など、国民年金の控除証明書
生命保険料・地震保険料控除証明書、寄附金の受領証など

●振込先の金融機関名と口座番号が分かるもの

2 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の繰越控除を申告される方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

チェック欄

●平成23・24年分の「確定申告書の控え」、「損失額の計算書の控え」、「更正通知書」(平成22年分で雑損控除を適用された方は、平成22年分の控えも併せてご持参ください。)

●平成25年中に支払った被害を受けた資産(住宅・家財・自家用車)の
取壊し・除去・修繕等を行った方でその工事内容や金額が分かるもの

領収書・請求書など

●平成25年中に受け取った保険金等の金額が分かるもの

3 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の申告をしていない方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

チェック欄

●平成23・24年分の所得金額が分かるもの

●平成23・24年分の所得控除額が分かるもの

●被害を受けた資産の取得時期・取得価格が分かるもの

売買契約書、請負契約書、固定資産税・都市計画税納税通知書など

●被害を受けた資産の取壊し費用・除去費用などが分かるもの

請求書・領収書など

●被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの

●市町村から交付されたり災証明書

4 小規模な個人事業経営の方

チェック欄

事業所得の収支内訳書(収入と必要経費の明細の分かるもの)

◎揃わない資料がある場合でも
お気軽にご相談ください。



あなたの暮らしのそばにいる

東北税理士会

相談のお問い合わせは…

☎ 022-293-0503

東北税理士会

検索

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目7番41号